

サービス開発プロジェクト促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、中小企業支援機関等が行うサービス産業の新たな創出と高付加価値化を促進する事業に要する経費について、当該中小企業支援機関等に対し、予算の範囲内においてサービス開発プロジェクト促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「中小企業支援機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会
- (2) 特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する公益法人
- (3) 行政機関等からの中小企業支援に関する業務を受託し、行政機関等と連携して業務を行った実績を相当程度有するNPO、民間企業
- (4) その他知事が認める企業、団体

(交付対象事業等)

第3 補助金の交付対象となる事業の内容、補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

(事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日を末日とする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 中小企業支援機関等は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該「補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額」（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号 - 別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号 - 別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号 - 別紙3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、申請の内容を評価するための審査会を開催し、その評価を参考に交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 同一中小企業支援機関等かつ同一事業内容において、本補助事業の交付決定前に他補助事業で交付決定又は補助金の内示等を受けている場合には、他補助事業と併用で本補助事業の交付決定を受けることはできない。

- 3 知事は、交付決定に当たって、第5第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、第5第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 規則第12条第1項の規定により前項の補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業実績書 (別記様式第5号 - 別紙1)
 - (2) 事業費支出明細書 (別記様式第5号 - 別紙2)
 - (3) 補助事業用帳簿 (別記様式第5号 - 別紙3)
 - (4) 契約書、見積書、請求書、領収書等の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(成果の発表)

第11 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者にその内容を発表させることができるものとする。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月30日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

別 表

区 分	内 容 等	
補助対象 事業内容	次の2つの事業の両方を実施すること。 (1) サービス開発プロジェクト情報連絡会議 県内関係機関等との事業実施に際しての情報共有、情報発信、検証等を行う連絡組織の設置及び運営を行う。 (2) サービス開発プロジェクト研究会 新たなサービスや高品質なサービスの開発促進に向け、中小企業者及び創業を予定する者(以下「事業者等」と言う。)による意見・情報交換、グループ形成の場を整備するとともに、事業者等によるビジネスプランの策定支援を行う。また、策定したビジネスプランの実現に向けた支援体制を整備する。	
補助対象経費	経費区分	内 容
	謝 金	専門家等謝金
	旅 費	専門家等旅費、職員旅費
	庁 費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、借料又は損料、パンフレット等作成費、広告宣伝費、ホームページ等作成費、雑役務費、原稿料、保険料、消耗品費
	委託費	委託料
補 助 額	補助対象経費の2分の1以内	
重要な変更	1 補助事業に要する経費の配分のうち30%を超える増減 2 その他知事が重要変更にあたりと認めたもの	

別記様式第1号

年度サービス開発プロジェクト促進事業補助金交付申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年度において、下記のとおりサービス開発プロジェクト促進事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費

(2) (1)のうち補助事業対象経費

(3) 補助金交付申請額

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金交付申請額

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙1 補助事業計画書 別紙2 事業費積算明細書のとおり)

4 補助事業完了予定期日

年 月 日

5 事業実施方法等

(1) 実施日程（開始予定日 / 完了予定日）

イ 開始予定日 年 月 日

ロ 完了予定日 年 月 日

(2) 外部委託・委嘱の相手先概要，外部委託・委嘱の内容

イ 委託先

ロ 委託先業種等

ハ 委託内容

6 経費の内容

（単位：円）

経費区分	事業費	補助金申請額	自己負担額
謝金			
旅費			
庁費			
委託費			
合計			

7 添付書類

(1) 補助事業計画書（別記様式第1号 - 別紙1）

(2) 事業費積算明細書（別記様式第1号 - 別紙2）

(3) 事業スケジュール（別記様式第1号 - 別紙3）

(4) 直近3年間の事業報告書，収支決算書

(5) その他知事が必要と認める書類

補助事業計画書

平成 年 月 日

1 目的

--

2 事業者名称等

事業者名称			
代表者氏名	役職等 氏名	担当者氏名	所属等 氏名
所在地			
ホームページアドレス		電子メールアドレス	

3 事業計画の内容

<p>(1) 事業テーマ 申請する事業テーマの内容を、的確かつ簡潔な表現・名称で記載。</p> <p>(2) 事業に取り組む背景・理由・必要性 サービス産業を取り巻く経営環境や経営課題、申請事業に取り組もうとする理由・必要性について記載。</p> <p>(3) 事業の内容・スキーム・実施方法 サービス開発プロジェクト情報連絡会議</p> <p>サービス開発プロジェクト研究会</p> <p>取組内容・経過と現状及び申請事業の内容（全体像）・スキームについて、必要に応じて図を用い、わかりやすく記載。</p>
--

(4) 事業の特徴・セールスポイント

申請事業の特徴やセールスポイントを記載。

(5) 事業実施体制

実施体制や役割分担を記載。

連携する(している)場合や新たに別法人等を設立して事業を行う場合、相手先との役割分担や資本関係、契約関係等を記載。

外部専門家を活用する(している)場合、その旨を記載。

業務委託する(している)場合、委託(予定)先、委託理由、委託の内容、委託期間等を記載。

(6) 特記事項等

別紙(任意様式)記載も可

4 事業者の概要

設立年月日 年 月 日	資本金 (千円)	職員(従業員)数 常時 : 人 臨時 : 人
主な事業の概要		

5 委託予定先

委託先名称	代表者氏名	委託先資本金 (千円)
所在地		
委託予定業務の概要		

委託先が複数ある場合には、全ての委託先について記載すること。

事業費積算明細書

事業者名 : _____

1 収入

(単位：千円)

区分	予算額	備考
合計		

「区分」には、県補助金、その他財源等を記入すること。

2 支出

(1) サービス開発プロジェクト連絡会議

(単位：千円)

経費区分	事業費	費目	事業費内訳	積算明細
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

費目については、別表を参照願います。

(2) サービス開発プロジェクト研究会

(単位：千円)

経費区分	事業費	費目	事業費内訳	積算明細
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

費目については、別表を参照願います。

事業スケジュール

事業者名 : _____

月	事業内容	備考
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

別記様式第2号

年度サービス開発プロジェクト促進事業補助金に係る
補助事業内容（経費）の変更承認申請書

文書番号
年月日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年月日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました，サービス開発プロジェクト促進事業の内容（経費）を下記のとおり変更したいので，承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

添付資料
補助事業変更計画書（別紙）

別紙

補助事業変更計画書

1 事業内容の変更

(1) 変更前

(2) 変更後

2 経費の変更

(単位：円)

	事業費		補助対象金額		自己負担額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
謝金						
旅費						
庁費						
委託費						
合計						

(注) 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

別記様式第3号

年度サービス開発プロジェクト促進事業中止（廃止）承認申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知がありました，サービス開発プロジェクト促進事業について，下記の理由により 年度サービス開発プロジェクト促進事業を中止（廃止）したいので，承認されるよう申請します。

記

1 理由

2 中止の期間（廃止の時期）

別記様式第4号

年度サービス開発プロジェクト促進事業補助金に係る
補助事業遅延等報告書

文書番号
年月日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました, サービス開発プロジェクト促進事業に係る遅延等について, 下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進ちょく状況

2 同上に要した経費

3 遅延等の原因

4 3 に対する措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 1 事故の理由を立証する書類を添付すること。

2 補助事業は, 交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記載すること。

年度サービス開発プロジェクト促進事業補助金に係る
補助事業実績報告書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました、サービス開発プロジェクト促進事業について、下記のとおり完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の成果
- 2 補助事業に要した経費及び補助金額等
 - (1) 補助事業に要した経費
 - (2) 補助金交付決定額
 - (3) 既受領額
補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金交付申請額
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙1 補助事業実績書のとおり)
- 4 補助事業完了日
年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業実績書(別記様式第6号 - 別紙1)
 - (2) 事業費支出明細書(別記様式第6号 - 別紙2)
 - (3) 補助事業用帳簿(別記様式第6号 - 別紙3)
 - (4) 契約書, 見積書, 請求書, 領収書等の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

補助事業実績書

1 補助事業者

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先

2 実施概要等

- (1) 具体的内容
 - サービス開発プロジェクト情報連絡会議

 - サービス開発プロジェクト研究会

- (2) 実施期間

3 委託業務概要等

- (1) 委託先

- (2) 委託契約日, 委託期間

- (3) 委託内容

- (4) 具体的成果

4 経費の内容

(単位:円)

経費区分	事業費	補助金申請額	自己負担額
謝金			
旅費			
庁費			
委託費			
合計			

以上

事業費支出明細書

事業者名 : _____

1 収入

(単位：千円)

区分	精算額	備考
合計		

「区分」には、県補助金、その他財源等を記入すること。

2 支出

(1) サービス開発プロジェクト情報連絡会議

(単位：千円)

経費区分	事業費	費目	事業費内訳	積算明細
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

費目については、別表を参照願います。

(2) サービス開発プロジェクト研究会

(単位：千円)

経費区分	事業費	費目	事業費内訳	積算明細
謝金				
旅費				
庁費				
委託費				
合計				

費目については、別表を参照願います。

以上

補助事業用帳簿

(1) サービス開発プロジェクト情報連絡会議

番号	納品月日等	支払月日	経費区分	内容	支払先	金額(千円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計							

(2) サービス開発プロジェクト研究会

番号	納品月日等	支払月日	経費区分	内容	支払先	金額(千円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計							

年度サービス開発プロジェクト促進事業補助金
概算払請求書

文書番号
年月日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年月日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました, サービス開発プロジェクト促進事業補助金について, 下記により金 円を概算払いにおいて交付されたく
請求します。

記

区 分	金 額
補助金交付決定額	金 円
既 受 領 額	金 円
今 回 請 求 額	金 円
残 額	金 円

概算払が必要な理由

振込先

銀行		支店
口座名義人		
当座・普通	口座番号	

年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

文書番号
年月日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称 及び
代表者氏名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知がありました,サービス開発プロジェクト促進事業補助金について,サービス開発プロジェクト促進事業補助金交付要綱第10の規定に基づき,下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額(3 - 2)

(注)

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても,単純に補助金5%相当額が消費税及び地方消費税にかかる仕入控除による減額の対象額ではない。